

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法	小松良正	【既修2必】 1必	前期 後期	2

■講義内容■

法学未修者を対象として1年次後期に開講される民事訴訟法の基礎科目である。受講者が民事訴訟法の重要な基本的知識と手続の全体像について理解・修得し、かつ手続法的思考態度を身につけるに至ることを第1次的な目標とする。講義方法としては、主として重要判例を素材とした事例問題を出題しておき、受講者による十分な事前学習を前提としたうえで、問答方式による双方向的な対話ないし討論型の授業を展開したい。その過程において、受講者は、民事訴訟法の基礎的知識と手続法的思考態度を身につけることができるであろう。

■シラバス■

<科目のねらい>

すでに1年次前期において民事実体法についての基礎的理解を修得した受講者を対象とし、受講者が民事訴訟法の重要な基本的概念と手続の全体像について十分な理解に達するとともに手続法的思考態度を身につけるに至ることを第1次的な目標とする。

講義の際には、あらかじめ重要判例を素材とした事例問題を出題しておき、受講者による十分な事前学習を前提としたうえで、問答方式による双方向的な対話ないし討論型の授業を実施する。各回の講義計画は以下のとおりである。

<科目の内容>

第1回 裁判外紛争解決制度・民事訴訟法上の諸原則

この回では、民事紛争の解決のための諸制度、すなわち裁判（判決）による紛争解決制度と、裁判以外の当事者の合意に基礎を置く裁判外紛争解決制度（ADR）を比較し、各制度の長所・短所について検討するとともに、裁判制度としての民事訴訟制度における諸原則について検討する。

第2回 裁判所の管轄・国際裁判管轄

この回では、民事事件について審理・裁判することのできる裁判所の管轄の意義、種類および移送の制度について検討するとともに、近時外国で多発する飛行機事故等の不法行為事件について、どのような場合にわが国の裁判所が国際裁判管轄権を有するかどうかについて検討する。

第3回 民事訴訟の提起（訴訟要件と訴えの利益）

この回では、民事訴訟において本案判決を言い渡すための要件としての訴訟要件の意義、及び種類について検討するとともに、確認の訴えの訴訟要件の一つとしての確認の利益の問題について検討する。

第4回 民事訴訟の訴訟対象（訴訟物）

この回では、民事訴訟の3要素の一つとされる民事訴訟における審判の対象としての訴訟物の意義、及び訴訟物理論について検討するとともに、訴訟物の4つの試金石とされる訴えの併合（民訴136条）、訴えの変更（民訴143条）、重複訴訟禁止の原則（民訴142条）、及び既判力の客観的範囲（民訴114条）の問題について検討する。

第5回 民事訴訟の当事者（1）－当事者能力等

この回では、民事訴訟における主体としての当事者の概念、及び当事者能力（権利能力なき社団・民訴29条）、訴訟能力、および当事者適格の概念について検討するとともに、第三者の訴訟担当の問題（法定訴訟担当と任意的訴訟担当）の問題についても検討する。

第6回 民事訴訟の当事者（2）－多数当事者訴訟

この回では、当事者の一方または双方が複数である場合の共同訴訟のうち、合一確定が要請される固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟（民訴40条）の問題について検討するとともに、合一確定が要請されない通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則（民訴39条）およびその問題点について検討する。

第7回 弁論主義論（1）－弁論主義の3原則等

この回では、民事訴訟における弁論主義の意義、およびこの原則が採られている根拠、及びいわゆる弁論主義の3原則（テーゼ）について検討するとともに、特に第1原則の意義及び対象となる事実の範囲の問題等について検討する。

第8回 弁論主義論（2）－裁判上の自白等

この回では、弁論主義の3原則のうち、第2原則である裁判上の自白（民訴179条）の意義、及び要件、効果、及び自白の撤回の可否等の問題を検討する。

第9回 訴訟行為論（訴訟行為と意思の瑕疵等）

この回では、特に当事者の訴訟行為を中心として、訴訟行為の意義及び種類、明文の規定のない訴訟に関する合意（訴え取下げ合意等）の有効性、及びその法的性質、当事者の訴訟行為に意思の瑕疵がある場合の当該訴訟行為の有効性等の問題を検討する。

第10回 証明責任論（証明責任の分配等）

この回では、民事訴訟における証明責任の意義（客観的証明責任と主観的証明責任）、及び証明責任の分配の基準に関する（修正）法律要件分類説を前提として、具体的な事例における証明責任の分配について検討する。

第11回 判決効論（1）－既判力の客観的範囲

この回では、判決の効力の一つである既判力の意義、および既判力が当事者に及ぶ根拠、既判力が判決において生じる範囲、及び前訴判決の既判力がどのような後訴に及ぶか（既判力の作用）、判決理由中の判断に関する拘束力としての争点効理論及び信義則理論について検討する。

第12回 判決効論（2）－既判力の時的限界（既判力の基準時）

この回では、既判力の時的限界の問題、すなわち既判力の基準時の意義及び基準時後の形成権（取消権、相殺権）の行使が許されるかを、判例を素材として検討する。

第13回 判決効論（3）－既判力の主観的範囲

この回では、判決の既判力はどのような者に及ぶか、すなわち、既判力の主観的範囲の問題を検討し、既判力は、当事者以外にどのような者に及ぶか、またその根拠はどのような点に求められるかを検討する。

第14回 上訴論と一部請求論

この回では、上訴の適法要件としての上訴の利益の意義、その判断基準に関する判例・学説の見解を検討するとともに、いわゆる一部請求理論に関する判例・学説を取り上げ、一部請求と上訴の利益の有無について検討する。

第15回 定期試験

<教科書>

裁判所職員総合研究所監修『民事訴訟法講義案〔再訂補訂版〕』（司法協会、2010年）

高橋他編『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2010年）

<参考文献>

高橋宏志『重点講義民事訴訟法上〔第2版〕・下〔補訂第2版〕』（有斐閣、2011、2010年）

伊藤・山本編『民事訴訟法の争点』（有斐閣、2009年）

伊藤眞『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2011年）

小林秀之編『判例講義民事訴訟法〔第2版〕』（悠々社、2010年）